子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業に係る分)の交付が過大

1件　不当金額(支出)　５６７万円

(前年度　３件　２０３３万円)

1　交付金の概要

(後掲140ページ参照)

2　検査の結果

兵庫県三木市は、平成27年度から29年度までの間に、27年度20支援単位、28年度23支援単位、29年度23支援単位において、健全育成事業を実施したなどとして、放課後児童健全育成事業に係る基本額を計3億4133万円として兵庫県に事業実績報告書を提出して、これにより交付金計1億1282万円の交付を受けていた。

しかし、同市は、利用する児童が少数である土曜日に、放課後児童クラブ内の複数の支援単位について合同で健全育成事業を実施していたことから、これらの支援単位ごとにみた場合、支援員等が2人以上配置されておらず実施要件を満たしていない日もあったのに、同市は、交付金の交付額の算定に当たり、これらの実施要件を満たしていない日を年間開所日数に含めるなどしていた。このため、当該支援単位に係る年間開所日数27年度計178日、28年度計450日、29年度計494日が過大に計上されていたことから、基本額が1985万円過大に算定されており、交付金567万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	交付金事業者(事業主体)	交付金事業	年度	事業費	左に対する交付金交付額	不当と認める事業費	不当と認める交付金相当額
			平成	円	円	円	円
兵庫県	三木市	子ども･子育て支援交付金(放課後児童健全育成)	27～29	3億4133万	1億1282万	1985万	567万